令和８年（フ）第５５２号
栃木県宇都宮市今泉町3020番地25
債務者　平野　政嘉
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５７５号
栃木県小山市城東７丁目17番10号　ハイグレードⅡ302号室
債務者　渡辺　貴史
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６１６号
栃木県佐野市田沼町1102番地３　ボンヌール101、前住所栃木県佐野市山形町875番地
債務者　屋敷　里菜
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７１号
千葉県佐倉市稲荷台３丁目７番地７　さくらハイツＢ棟202号
債務者　林　　海斗
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２７７号
千葉県印西市原四丁目４番地６棟405号
債務者　宮田　裕史
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２８８号
千葉県富里市七栄885番地28　ロフトハイツ103号室、住民票上の住所千葉県富里市十倉288番地37
債務者　菊池　明乃
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第８４号
千葉県茂原市小林3709番地６　ヨシワラハイツＡ－２号室
債務者　楠　ゆかり
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第６８３号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　１－928
債務者　小野寺友実
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７１号
川崎市川崎区池上町10番７号　万福荘　102
債務者　本梅　浩治
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７５号
川崎市幸区南加瀬４丁目20番40―202号　サニーコーポ
債務者　熊谷　久子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６１号
新潟市中央区女池２丁目３番21号　コンフォート・パルフェ502
債務者　池田　秀昭
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８２号
新潟市江南区天野３丁目15番15号３
債務者　椛澤　栄作
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３１号
富山県射水市東明七軒５番地３　パインウッド・ワン102
債務者　北村　絵麻
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第４４号
長野県飯田市北方399番地10
債務者　牛山　庸子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第３００号
岐阜市則武中２丁目15番16―402号（ＴＨＥＴＯＭ）
債務者　田中　雄史
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４１４号
岐阜県羽島郡岐南町八剣北３丁目193番地（ドミール大塚　106号室）
債務者　平山由香里
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所